

平成 2 7 年 定例第 4 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 1 2 月 3 日

閉 会 平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

新 得 町 議 会

平成 27 年定例第 4 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (27. 12. 3)

| | | |
|---------------|--|----------|
| ○開会の宣告 | | 4 |
| ○開議の宣告 | | 4 |
| ○日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○日程第 2 | 会期の決定 | 4 |
| ○諸般の報告(第 1 号) | | 4 |
| ○行政報告 | | 5 |
| ○日程第 3 | 議案第 72 号 西十勝消防組合の解散に伴う財産処分について | ... 5 |
| ○日程第 4 | 議案第 73 号 個人番号の利用に関する条例の制定について | 6 |
| ○日程第 5 | 議案第 74 号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について | ... 7 |
| ○日程第 6 | 議案第 75 号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について | ... 8 |
| ○日程第 7 | 議案第 76 号 障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、 社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例の 制定について | 9 |
| ○日程第 8 | 議案第 77 号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条 例の制定について | 10 |
| ○日程第 9 | 議案第 78 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について | 11 |
| ○日程第 10 | 議案第 79 号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て | 11 |
| ○日程第 11 | 議案第 80 号 平成 27 年度新得町一般会計補正予算 | 12 |
| ○日程第 12 | 議案第 81 号 平成 27 年度新得町国民健康保険事業特別会計補 正予算 | 14 |

| | |
|---|-------|
| ○日程第 1 3 議案第 8 2 号 平成 2 7 年度新得町介護保険特別会計補正予算 | … 1 5 |
| ○休会の議決 | … 1 5 |
| ○散会の宣告 | … 1 6 |

第 2 日 (2 7 . 1 2 . 1 5)

| | |
|----------------|-------|
| ○開議の宣告 | … 1 9 |
| ○日程第 1 一 般 質 問 | … 1 9 |

[一般質問]

| | | |
|-----------|---|-------|
| 長 野 章議員 | ・平成 2 8 年度当初予算に係る重点施策は | … 1 9 |
| | ・役場庁舎等公共施設の耐震化の見通しについて | … 2 3 |
| 貴 戸 愛 三議員 | ・高校生までの医療費助成を | … 2 5 |
| | ・再任用制度の活用を | … 2 8 |
| 廣 山 輝 男議員 | ・行政職員の健康管理と安全衛生管理体制の推進について… | 3 1 |
| | ・介護予防と日常生活支援総合事業「地域支え合い体制」 の早期取り組みについて | … 3 4 |

| | |
|--------|-------|
| ○休会の議決 | … 3 7 |
| ○散会の宣告 | … 3 7 |

第3日（27.12.17）

| | | |
|-------------|---|-----------|
| ○開議の宣告 | | 4 1 |
| ○諸般の報告(第2号) | | 4 1 |
| ○日程第 1 | 議案第83号 新得町基本構想について | 4 1 |
| ○日程第 2 | 議案第84号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 1 |
| ○日程第 3 | 議案第85号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 2 |
| ○日程第 4 | 議案第86号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 3 |
| ○日程第 5 | 議案第87号 平成27年度新得町一般会計補正予算 | 4 4 |
| ○日程第 6 | 議案第88号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算 | 4 5 |
| ○日程第 7 | 議案第89号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算 | 4 5 |
| ○日程第 8 | 閉会中の継続審査及び調査の申し出について | 4 6 |
| ○閉会の宣告 | | 4 6 |

第 1 日

平成27年第4回新得町議会定例会（第1号）

平成27年12月3日（木曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|---------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| | | 諸般の報告（第1号） |
| | | 行政報告 |
| 3 | 議案第72号 | 西十勝消防組合の解散に伴う財産処分について |
| 4 | 議案第73号 | 個人番号の利用に関する条例の制定について |
| 5 | 議案第74号 | 町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 6 | 議案第75号 | 手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 7 | 議案第76号 | 障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例の制定について |
| 8 | 議案第77号 | 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 9 | 議案第78号 | 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 10 | 議案第79号 | 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 11 | 議案第80号 | 平成27年度新得町一般会計補正予算 |
| 12 | 議案第81号 | 平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 13 | 議案第82号 | 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算 |

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

行政報告

- 議案第72号 西十勝消防組合の解散に伴う財産処分について
議案第73号 個人番号の利用に関する条例の制定について
議案第74号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号 障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例の制定について
議案第77号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第79号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号 平成27年度新得町一般会計補正予算
議案第81号 平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第82号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

○出席議員（11人）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 長野章 | 議員 | 2番 | 村田博 | 議員 |
| 3番 | 湯浅佳春 | 議員 | 4番 | 佐藤幹也 | 議員 |
| 5番 | 貴戸愛三 | 議員 | 6番 | 若杉政敏 | 議員 |
| 7番 | 湯浅真希 | 議員 | 8番 | 廣山輝男 | 議員 |
| 9番 | 柴田信昭 | 議員 | 10番 | 吉川幸一 | 議員 |
| 11番 | 高橋浩一 | 議員 | | | |

○欠席議員（1人）

- 12番 菊地康雄 議員

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|----------|------|------|
| 町 | 長 | 浜田正利 |
| 教育委員会委員長 | 浦山兼一 | |
| 監査委員 | 下浦光雄 | |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長 田中透嗣

| | |
|----------|--------|
| 総務課長 | 武田芳秋 |
| 地域戦略室長 | 佐藤藤行之 |
| 町民福祉課長 | 渡辺田裕一 |
| 保健福祉課長 | 坂田木隆義 |
| 施設課長 | 鈴木木義夫 |
| 児童保育課長 | 鈴木貞俊 |
| 町民課長補佐 | 若原場めぐみ |
| 保健福祉課長補佐 | 橋金田将光 |
| 屈足支所長 | 木村秀和 |
| 出納室長 | 増田利彦 |
| 消防署長 | 小林健恒 |
| 庶務係長 | 桑野 |
| 財政係長 | |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|----------|------|
| 教育長 | 斉藤仁 |
| 学校教育課長 | 石塚将照 |
| 社会教育課長 | 岡田徳彦 |
| 学校教育課長補佐 | 嶋倉一寿 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 初山一也 |
|------|------|

○職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 西山喜代司 |
| 書記 | 菊地克浩 |

◎開会の宣告

◎高橋浩一副議長 本日の欠席届け出議員は、12番、菊地康雄議長の1人です。
ただいまから、本日をもって招集されました、平成27年定例第4回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開議の宣告

◎高橋浩一副議長 直ちに会議を開きます。
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎高橋浩一副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、3番、湯浅佳春議員、4番、佐藤幹也議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

◎高橋浩一副議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。
[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。
本日招集になりました、第4回定例町議会の会期につきましては、去る11月30日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。
その結果、会期は本日から12月17日までの15日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。
以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎高橋浩一副議長 お諮りいたします。
ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から12月17日までの15日間といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月17日までの15日間と決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎高橋浩一副議長 諸般の報告は、朗読を省略します。
別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎高橋浩一副議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 11月9日、臨時第6回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

1ページおめくりいただきまして、2ページ中ほどであります。11月20日に第15回しんとく新そば祭り兼第22回日本そば博覧会 in 十勝新得町第1回実行委員会が開催されました。

これは、平成28年9月19日から25日までの7日間にわたり、単なるイベントではなく、そばを切り口に文化を伝え、ならびに地域振興を図ることを目的とした行事になります。

今後はそれぞれの役割分担の中で対応を進めていくこととなります。

なお、実行委員長には、観光協会長であります清水輝男氏が就任、事務局長は産業課長が担っていくものであります。

町民各位のご協力を切にお願いをするところであります。

次に11月23日、平成の北前船プロジェクトが開催されました。この内容につきましては、北海道経済連合会と北陸経済連合会が中心になり、薬用植物・漢方薬連携会議と称しまして、原料の生産地であります北海道と、薬用商品生産地であります富山県との連携を深め、今後の経済活動につながることを目的に初めて開催されたものであります。

なお、北海道からは新得町、帯広市を含め11の自治体の理事者と生産者などの関係者50名が出席をし、また富山県からは知事を含め約70名が一堂に集まりまして、情報交換を進めてきたところであります。今後の展開に期待を寄せているところであります。

次に3ページにまいりまして、12月1日、第8期総合計画策定委員会役員会が開催されました。パブリックコメントなどの結果の対応について説明をし、計画につきまして最終案として承認をいただいたところであります。今後、本定例会最終日に議案として提案をさせていただきます。

ここに記載がありませんけれども、同じく12月1日にかねてよりリニューアルということで整備を進めてきました、トムラウシ温泉がオープンしたところであります。

現状での予約の状況であります。昨年の12月から比べまして120パーセントの増ということで、多くのかたにご利用をいただけると、そういうふうに思っております。あらためて町民各位のかたがたのご利用をお願いするところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第72号 西十勝消防組合の解散に伴う財産処分について

◎高橋浩一副議長 日程第3、議案第72号、西十勝消防組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。増田消防署長。

[増田和彦消防署長 登壇]

◎増田和彦消防署長 議案第72号、西十勝消防組合の解散に伴う財産処分につきまして、ご説明を申し上げます。

昨年12月定例会におきまして議決をいただきました西十勝消防組合の解散に伴い、当該組合に属する財産につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

2 ページ目、別紙西十勝消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書案をお開きください。

第1条では、組合の財産について規定しております。

第2条では、財産の処分について。

第3条では、財産の処分年月日について。

第4条では、その他として、疑義が生じた場合は、関係町の長がその都度協議することを規定しております。

具体的な財産につきまして、ご説明を申し上げます。

当該組合の財産につきましては、3 ページからの調書1 および6 ページの調書2 のとおりの財産でございますが、調書1 に記載しております財産につきましては、それぞれの財産の取得に際し、経費負担が自賄方式で整備していることから、その取得に係る経費を負担した町へ帰属することとし、また、調書2 に記載しております消防本部が管理している財産につきましては、事前の協議により、帰属先を決めるものでございます。

なお、財産処分を行う日については、平成28年3月31日とするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[増田和彦消防署長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第73号 個人番号の利用に関する条例の制定について

◎高橋浩一副議長 日程第4、議案第73号、個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第73号、個人番号の利用に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

次のページを御覧ください。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のために庁内連携を行う旨の規定を設けるため、本条例を制定しようとするものであります。

1 ページに戻っていただきまして、第1条では、条例制定に関する趣旨について規定しております。

第2条では、条例において用いる用語の定義について規定しております。

第3条では、町の責務として個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることなどについて規定しております。

次のページに移りまして、第4条では、個人番号の利用範囲といたしまして、第1項では、番号法第9条第2項に基づき、番号法に定められた事務を処理するため、同一執行機関内における複数の事務の間で庁内連携を行う旨の規定をしております。

第2項では、町の執行機関が番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができることなどを規定しております。

第5条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第74号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について

◎高橋浩一副議長 日程第5、議案第74号、町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第74号、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

まず、条例の体系についてですが、本条例は条立てとなっておりまして、第1条は通常の町税条例の一部改正、第2条は本年9月に議決いただきました町税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

8ページに移っていただきまして、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方税の猶予制度について、納税者の負担軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、法律に条例委任事項が設けられたことおよび法人番号の規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容ですが、条立て第1条の1点目として、徴収猶予の規定の整備として第8条では、分割納付や分割納入の方法について。

第9条では、申請手続きの際の必要書類や担保について。

第10条では、職権による換価の猶予手続等について。

第11条では、申請による換価の猶予手続きとして、一定の条件により1年以内に限る滞納処分による財産の換価の猶予について。

第12条では、担保を徴しない場合について規定しています。

2点目として、第13条から18条までは条文の整備と、改正の一部改正としての第2条では、法人番号を規定するための条文の整備について規定しています。

3点目として、附則第2条において、徴収猶予、職権および申請による換価の猶予に関する経過措置として、それぞれの適用時期を規定しています。

7ページに戻りまして、附則として、第1条では施行日として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものですが、第2条の法人番号に関する規定については、公布の日から施行するものであります。

第2条では、さきほどご説明いたしました経過措置について規定しております。

条例本文については、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第74号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第75号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◎高橋浩一副議長 日程第6、議案第75号、手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第75号、手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページの提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳カードに関する規定が削除されるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容といたしまして、別表の10の項を「削除」とするものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第75号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎高橋浩一副議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時19分)

◎高橋浩一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時20分)

◎日程第7 議案第76号 障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、
社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例の制定について

◎高橋浩一副議長 日程第7、議案第76号、障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第76号、障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

8ページ目を御覧ください。

中段、下にあります提案理由でございますが、国におきましては、平成23年「障害者基本法」の改正、平成25年には「障害者差別解消法」の制定、また、道におきましては、平成22年に「北海道障がい者条例」が全面施行されるなど、障がい施策を推進するためのさまざまな法令の整備が進められており、本町においても、さらなる障がい者施策の推進および特別支援学校開校に伴う地域の理解促進の重要性に鑑み、地域を挙げた取り組みを進めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次の経過につきましては、記載のとおりでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、内容をご説明いたします。

条例は7章、33条で構成されております。

第1章、第1条から第8条では総則について定めており、特に第3条では「基本理念」といたしまして、1つ目に障がいのある人もない人も、相互に障がいを理解し、共に生きる地域を目指すことを、2つ目に障がいがあることによって、差別を受けることのない暮らしやすい地域を目指すことを、3つ目に障がいがあっても、社会参加することができる地域を目指すことを定めております。

以下、第2章、第9条から第15条で障がい者を支える基本的な施策などを、第3章、第16条から第19条で障がいの理解促進などを、第4章、第20条から第25条で障がい者が

暮らしやすい地域づくりを、第5章、第26条から第30条で障がい者が社会参加可能な地域づくりを、第6章、第31条から第32条で協議会及び委員会の設置を、第7章、第33条で雑則について定めております。

次に附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第76号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第77号 学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎高橋浩一副議長 日程第8、議案第77号、学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。石塚学校教育課長。
[石塚将照学校教育課長 登壇]

◎石塚将照学校教育課長 議案第77号、学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

提案理由であります。平成28年4月に開校する北海道新得高等支援学校において、給食を実施するために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

1ページにお戻りいただきまして、第1条であります。町立学校と町立学校以外の学校を区分するための語句の追加であります。

次に第5条を第6条とし、第5条として新たに町立学校以外の学校への給食の実施についてを加えようとするものであります。

2ページに移りまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[石塚将照学校教育課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第77号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第78号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

◎高橋浩一副議長 日程第9、議案第78号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第78号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページの提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、保険税の減免に係る申請書類に個人番号を記載することとなるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

1ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

条例本文の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第78号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第79号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について

◎高橋浩一副議長 日程第10、議案第79号、介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第79号、介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ目、中段を御覧ください。

提案理由でございますが、介護保険法の改正に伴い、低所得者の保険料の軽減を行う

ことおよび行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、保険料の徴収猶予および保険料の減免に係る申請書類に、個人番号を記載することとなるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明いたします。

まず、低所得者の保険料の軽減についてであります。介護保険料は、第1号被保険者のかたおよびその世帯の所得に応じて保険料が定められております。

このうち、所得が最も低いいわゆる第1段階のかたについて、平成27年度から平成29年度までの各年度の介護保険年額保険料である3万600円を2万7,540円とするものであります。

また、保険料の徴収猶予および保険料の減免に係る申請書類に、新たに個人番号を記載する旨を規定するものであります。

1ページ目に戻っていただき、下段にあります附則でございますが、施行期日として、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するとともに、いわゆる番号法に伴う各種申請様式に個人番号を記載する規定については、平成28年1月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第79号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第80号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎高橋浩一副議長 日程第11、議案第80号、平成27年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第80号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第10号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,549万4,000円を追加し、予算の総額を82億5,138万円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費の企画費、9節、旅費、13節、委託料、14節、使用料及び賃借料では、地方創生交付金事業が採択となりましたので、それぞれ関係する予算を増額および新たに計上してございます。

中段の賦課徴収費、7節、賃金では、課税係臨時職員賃金を増額してございます。

下段の選挙管理委員会費、19節、負担金、補助及び交付金では、選挙権年齢引き下げに伴う選挙人名簿システム改修費として、自治体情報システム協議会負担金を新たに計上してございます。

6 ページに移りまして、3 款、民生費の福祉対策費、25節、積立金では、寄附金を財源として、保健・医療・福祉基金積立を増額してございます。

28節、繰出金では、国民健康保険事業特別会計への補てん的繰出および介護保険特別会計への基準繰出をそれぞれ増額してございます。

4 款、衛生費の予防費、19節、負担金、補助及び交付金では、ドクターヘリの圏域への加入に伴い、新たに負担金を計上してございます。

8 款、土木費では、財源の移動のみの補正でございます。

10款、教育費の学校給食費、11節、需用費、18節、備品購入費では、次年度開校する特別支援学校に係る給食提供の消耗品および備品を事前購入するため、それぞれ増額補正してございます。

なお、財源については、北海道教育委員会と委託契約を締結し、次年度より納入されることになってございます。

4 ページ、歳入にお戻りください。

10款、地方交付税では、交付額の確定に伴い、今回、財源調整分のみ普通交付税を増額してございます。

14款、国庫支出金の総務費補助金では、地方創生交付金事業の追加採択により地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を、選挙権年齢引き下げに伴うシステム改修に係る財源として選挙人名簿システム改修費補助金を、それぞれ新たに計上してございます。

15款、道支出金の土木費補助金では、補助金額確定に伴い電源立地地域対策交付金を増額してございます。

17款、寄附金の社会福祉費寄附金では、社会福祉事業用として町内の河原フジ子氏、札幌市の小木田一亀氏、東京都世田谷区の堀場貴博氏以下377名のかたから、それぞれご寄付をいただきましたので、新たに補正をしてございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 6 ページの教育費のところ、備品購入費、今、説明を受けたところでございますが、これを載せているのは、議案の77号が採決されなかった場合、これを載せるのはいいものなのか悪いものなのか、それだけご説明願いたい。

採決されなかった場合、この予算は計上されないはずなんです。もうちょっと後からでもできたんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺のご答弁願いたいと思います。

◎高橋浩一副議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時39分)

◎高橋浩一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時40分)

◎高橋浩一副議長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 お答えいたします。通常、条例と予算というのは、条例を出せば予算も提案するというような流れで今までもやっているんですけども、条例を出して予算が否決という、そういう場合もあり得るのかというふうに考えるわけでありまして、そういう場合につきましては、そういうことが起きれば補正予算のほうの部分については、執行ができないというようなことになるのかなというふうに考えているところです。

◎高橋浩一副議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第80号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第81号 平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎高橋浩一副議長 日程第12、議案第81号、平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第81号、平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,221万円を追加し、予算の総額を9億4,863万8,000円とするものでございます。

4ページから5ページにかけて、ご説明させていただきます。

5ページ、歳出の2款、保険給付費、一般被保険者療養給付費および一般被保険者高額療養費について、それぞれ増加見込みによる補正と、補正に伴う財源の移動をしてございます。

4款、前期高齢者納付金では、額確定により負担金を補正してございます。

戻りまして、4ページ歳入の8款、繰入金では今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第81号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第82号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎高橋浩一副議長 日程第13、議案第82号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第82号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,239万円を追加し、予算の総額を6億8,948万1,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費、一般管理費では、介護保険制度改正による参考図書に加除数が増えたため、増額補正をしてございます。

5ページから6ページにかけての2款、保険給付費は、それぞれ増加見込みによる補正と、補正に伴う財源の移動をしてございます。

戻りまして、4ページ歳入を御覧ください。

2款、国庫支出金、3款、道支出金、4款、支払基金交付金、6款、繰入金の一般会計繰入金までの各歳入は、歳出の増加見込みによりそれぞれの負担分について増額補正を行ってございます。

介護給付費準備基金繰入金は今回補正の財源調整のため、新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎高橋浩一副議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 討論はないようですので、これから議案第82号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎高橋浩一副議長 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

◎高橋浩一副議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月4日から12月14日までの11日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 異議なしと認めます。

よって、12月4日から12月14日までの11日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

◎高橋浩一副議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時45分)

平成27年第4回新得町議会定例会（第2号）

平成27年12月15日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

| 日程番号 | 議件番号 | 議件名等 |
|------|------|------|
| 1 | | 一般質問 |

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（12人）

| | |
|--------------|--------------|
| 1番 長野 章 議員 | 2番 村田 博 議員 |
| 3番 湯浅 佳春 議員 | 4番 佐藤 幹也 議員 |
| 5番 貴戸 愛三 議員 | 6番 若杉 政敏 議員 |
| 7番 湯浅 真希 議員 | 8番 廣山 輝男 議員 |
| 9番 柴田 信昭 議員 | 10番 吉川 幸一 議員 |
| 11番 高橋 浩一 議員 | 12番 菊地 康雄 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|----------|---------|
| 町 長 | 浜 田 正 利 |
| 教育委員会委員長 | 浦 山 兼 一 |
| 監 査 委 員 | 下 浦 光 雄 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|---------|
| 副 町 長 | 田 中 透 嗣 |
| 総 務 課 長 | 武 田 芳 秋 |
| 地域戦略室長 | 佐 藤 博 行 |
| 町 民 課 長 | 渡 辺 裕 之 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 坂 田 洋 一 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| 施 | 設 | 課 | 長 | 鈴 | 木 | 隆 | 義 |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 鈴 | 木 | 義 | 夫 |
| 児 | 童 | 保 | 育 | 鈴 | 木 | 貞 | 行 |
| 保 | 健 | 福 | 社 | 橋 | 場 | めぐみ | |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 補 | 佐 | 浩 | 之 |
| 屈 | 足 | 支 | 所 | 長 | 金 | | 将 |
| 出 | 納 | 室 | 長 | 木 | 村 | 秀 | 光 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 小 | 林 | 健 | 利 |
| 財 | 政 | 係 | 長 | 桑 | 野 | 恒 | 雄 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 長 | 齊 | 藤 | 仁 | | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 石 | 塚 | 将 | 照 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 岡 | 田 | 徳 | 彦 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 初 | 山 | 一 | 也 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

○職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 西 | 山 | 喜 | 代 | 司 |
| 書 | | | 記 | 菊 | 地 | 克 | 浩 | |

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は、今12月定例議会において、平成28年度の予算についてお伺いをしたいと思います。第8期総合計画の28年度は初年度であり、新たに総合計画に係る事業実施等2項目についてお伺いをし、また庁舎等の耐震化に係る取り組みについてもお伺いをしたいと思います。

まず1項目目の平成28年度予算に係る重点施策はということ。

1. 平成28年度当初予算に係る重点施策は

第8期総合計画の初年度でもありますし、総合計画の本格実施に向けた年となります。また、浜田町長3期目の折り返し地点でもあることから、本町発展のための振興策に係る事業実施、第7期総合計画からの積み残しの課題等もあると思います。平成28年度予算編成で総合計画および公約をどのように実施していくか、お伺いしたいと思います。

また、現在もいろんな政策課題に取り組んでおりますが、特に、以下について重要課題と思いますので、平成28年度予算にどのように反映させるのか、お伺いをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、人口減少問題総合戦略策定後の対策について、お伺いします。

次に1番目と関わりがあるかと思っておりますけれども、地方創生に係る事業について、お伺いをします。

それから3点目として農林業振興策ということで、現在TPPの関係でそれぞれ自治体でも何か対応しようという動きもあるわけですが、そういったことについてお伺いをしていきたいと思っております。

以上3点ですので、よろしく願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

平成28年度予算は、私の3期目の折り返しとなる予算編成であります。町づくりの基本であります第8期総合計画の初年度として、持続可能な町づくりの実現を目指し、引き続き三世代のつどうまち「第3章」の公約実現に向けた4つの柱と15の重点施策について、具体的な取り組みを継続してまいりたいと考えております。

予算編成の重点施策であります。依然として続く厳しい社会情勢を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、公約の柱でもあります「活性化」、「人づくり」、「安心・安全」、「協働」の4つをキーワードとし、経済、福祉、生活環境、教育、人材の育成など将来にわたって持続、発展性のある町づくりを取り進めてまいりたいと考えております。

その上で「活性化」につきましては、本町を全国的に発信する絶好の機会となる日本そば博覧会の開催や狩勝高原園地再整備、サホロリバーサイド運動広場拡張整備、空き地・空き家の活用、効果的な情報発信など雇用、経済・産業活性化対策、定住人口対策などを視点にした事業を考えております。

次に「人づくり」につきましては、次代の人づくりを目指し、人材育成、全町教育など、教育環境整備などを進めてまいりたいと考えております。

「安心・安全」につきましては、町民が安心して暮らせる環境の充実のため、地域密着型介護福祉施設整備への支援や屈足保育園改築など少子高齢化対策、医療対策、環境対策、防災対策などを図ってまいります。

次に「協働」につきましては、人が集い支え合う地域づくりを目指し、町民や各種団体とともに、町民参加による町づくりを進めてまいります。

次に、重点課題としてのご質問についてであります。1点目の人口減少問題総合戦略策定後の対策と、2点目の地方創生に係る事業につきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

人口減少問題に対応していくための「新得町まち・ひと・しごと総合戦略」は、現在、将来の人口目標を設定した「人口ビジョン」と対策を進めていくための施策や、事業をまとめた「総合戦略」の策定作業を進めているところで、年内に完了する予定であります。

施策の方向性としては、「子育て支援」、「産業と雇用」、「安心して暮らせる環境整備」、「人を呼び込み、呼び戻す」といった4つの基本目標を掲げ、18施策、39事業を盛り込む計画としています。

この総合戦略策定後は、それぞれの分野に盛り込んだ施策に取り組んでいくこととしております。

この中で、新年度の特徴的な取り組みとしては、農林業の人材育成、6次産業化と雇用創出、外国人観光客対応の通信環境整備、障がい者の就労支援のほか、大学との連携やオフィス誘致などに取り組んでいきたいと考えています。

3点目の農林業振興策につきましては、本町の基幹産業であります農林業の持続的な発展を目的に、さきほども触れましたが担い手や労働力の確保、また、6次産業化の取り組みを進めてまいります。

特に、林業の振興策につきましては、「緑の雇用」など国の事業を活用し、新規就業者を確保するとともに、担い手の育成を図るため、関係機関と協力、連携し、既存の林業事業体での研修制度を新たに構築していきたいと考えています。

T P Pに関する対応につきましては、国や北海道がどのような対策を講じていくのかを見極めながら、町としての対応すべき事案があれば、対応していきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 るるご答弁をいただきました。平成28年度の予算、現在編成中というふ

うに伺っておりますから、個別具体的にはなかなか事業としてはどうなのかなというふうに思いますけれども、なんとか少しは見えるかなというような状況というふうに思いますので、ぜひいろんな事業に取り組んでいただければなというふうに思います。

TPPについては、町長が言われましたとおり、国や道のというようなこともありますし、ただ一部では先行して、町では何かをやろうという動きもあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺も考えていただければなというふうに思います。

人口減少問題に絞って、再度お伺いをしたいと思っておりますけれども、人口減少問題に対応していくために、「新得町まち・ひと・しごと総合戦略」ということで、「人口目標を定めた人口ビジョンを対策として進めていきます」というご答弁をいただきましたので、その総合戦略の策定作業を進め、年内に完了するという予定ですから、今、お話ししていただけるかどうか分かりませんが、18の施策と39の事業を盛り込んでいくという計画であるというようなことでありますから、もし39事業の中で具体的なものがあれば、ちょっとお伺いをしたいなというふうに思うんですけれども。

これは、策定後でない無理だということであれば、また後でお伺いするような形になると思いますが、この場でそういったもので中身について、お話ししていただくのであればしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

◎菊地康雄議長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 総合戦略の具体的な事業ということではありますが、全部をお答えするとかなりボリュームがありますので、ポイントだけお話ししたいと思っております。

まず、町長の答弁にもありましたように、目標を4つ定めておまして、1つが結婚や子どもを産み育てたいという希望をかなえるというものを設定しております。

その中の具体的な取り組みとしましては、子育て支援に係る負担の軽減でやっている施策、例えばファミリーサポートですとか、不妊不育治療費の助成ですとか、出産祝金の支給ですとか、そういった経済的な負担の軽減の施策を継続してやっていくということ。

それから、安心・安全な子育て支援環境の整備としまして、子育て支援、子ども発達支援の体制の充実を図っていくことですか、それから特色ある教育による、知・徳・体の育成と生きる力の向上というところを、全町教育の実施などを盛り込んでおります。

2つ目には、雇用の関係ですけれども、町にある資源や優位性を生かした産業と雇用の場をつくるという目標を掲げております。

この中では、人材育成というのをメインとしまして研修農場ですとか、レディースファームスクールの運営ですとか、それから答弁にありました林業の担い手育成の体制の構築ですとか、そういうのを盛り込んでおりますし、あと、起業、雇用の面で起業や事業拡大の支援と雇用創出ということでは、現在の地域振興事業や商工会活性化の制度を活用しながら、雇用を増やしていく。それから、事業所の開設を増やしていくというものを盛り込んでおります。

あとは6次産業化を進めていくこと、それから交流人口の拡大という意味では、観光資源の効果的な活用と情報発信ということで、これまで以上に情報発信を強化して、交流人口を増やしていくということでの事業というものを盛り込んでおります。

具体的には、例えば外国人観光客に対応したWi-Fi（ワイファイ）整備というものも盛り込んでいるところでもあります。

それから、雇用関係の創出という面では、今、取り組みを始めようとしております大

学との連携ですとか、テレワーク、その辺を取り進めていきたいというものも盛り込んでおります。

次に、安心して暮らせる生活環境を整えて町民の生活を支えるという目標を掲げております。ここでは、高齢者が安心して住み続けられる環境の整備としまして、地域包括支援システムの構築ですとか、介護老人施設の福祉施設の整備ですとか、介護予防見守り体制の構築ですとか、そういう事業を入れております。

それから、障がい者が安心して暮らせる環境の整備ということでは、グループホームの整備ですとか、雇用の関係で入れておりますが、ここでも障がい者の就労支援というものをしております。

あと、定住につながる住環境の整備ということで、今の住宅政策、それから町長の公約にあります交流宿泊施設の整備ですとかそういったもの。それから広域連携の推進、それから小さな拠点の整備というものであります。

最後には、新得らしさを生かして人を呼び込む、呼び戻すという目標を掲げておりまして、ここでも交流人口の拡大というものも目指しまして、今、町にある施設機能を生かした人の誘致、全道、全国規模の大会ですとか、実業団の合宿をより強化していく。

それから、情報発信と移住定住の促進、あとは地域おこし協力隊ですとか、人を呼び込むためのインフラ整備としまして、インターチェンジの整備というものも掲げております。

現時点ではこういった施策なんですけど、総合戦略も逐次見直しを図ることができますので、今後も新しい取り組みというものができたら、この戦略の中に盛り込んでいくというふうに考えております。以上でございます。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 人口問題を検討する上では、やはり産業と雇用というのが非常に大事でないかなというふうに私も思いますので、ぜひそういった面で、新たなもので人を呼び込むというようなことで、努力していただければなというふうに思います。

せっかく28年度の予算についてお伺いしましたので、財政当局にお伺いしますけれども、28年度の総体的な事業費というか、予算規模というのは、どのくらいになるのかなというか、まだ町長の査定も当然終わっていないでしょうから、分からないでしょうけれども、大ざっぱで結構ですので、どのくらいになって、歳入の状況はどうなのかなというのも、ちょっと最後にお伺いをしていきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 28年度の、新年度の予算規模ということでもありますけれども、今、副町長、それから私と地域戦略室長の査定をしている段階でありまして、いつもより予算要求は多いかなというふうに感じているところでありまして、それをいかにどう合わせるかと、今、ちょっと苦労しているところなのでありますけれども。

昨年がだいたい当初予算で66億円であります。それよりはだいぶ多くなるかなと思っております。今のところ70億円前後はいくのかなというふうに思っております。

当初からそのぐらいの金額になるのは、当初としてはちょっと大きい予算規模になるかなというふうに考えているところであります。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ70億円に向けて、担当者、町長が口説いていただければなというふうに思いますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、2項目目についてお伺いしたいと思います。今回私は、役場庁舎のどうか、公共施設の中の耐震化の見通しについてお伺いしたいと思います。

2. 役場庁舎等公共施設の耐震化の見通しについて

東日本大震災以降、公共施設の耐震化の重要性が一層叫ばれています。各自治体においても学校施設をはじめ、役場庁舎などの公共施設の耐震化が進められています。

本町の役場庁舎につきましては、十勝管内において鹿追町や浦幌町などが耐震化の必要があるということで、補強がほぼ終わっていると伺っています。

補強のできないというか、していない、幕別は今、新しい庁舎を建てていますがけれども、芽室などにおいても建て替えによる対策を進めていると聞いているところでありませぬ。

本町の役場庁舎においても耐震診断は終わっており、補強の必要があるとの結果を私達も報告を受けているわけですがけれども、今後どのようにしていくのかお伺いをしたいと思います。

それから、施設の耐震化対応について、庁舎だけでなく、町民の生活に直結するライフラインに関わる、特に浄水場ですとか、そういったところも今後どのようにしていくのかなということで、建て替えが必要なのか、補強でやっていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の役場庁舎についてであります。昭和44年に建設され、既に築46年が経過しており、昭和56年に見直された新耐震基準に移行する前に建設されております。

その上で、耐震診断を平成25年度に実施し、その結果、皆さんにご報告したように、耐震指標のI S値基準の0.75を下回る結果が出され、震度6弱の地震で倒壊する危険性があることの報告を受けております。

今後の対応といたしましては、さまざまな課題があるため、いろいろな角度から検討しなければならないと考えております。

1つは、財源の確保ですが、耐震補強のみの概算工事費で、約2億5,000万円から3億円、それに伴いまして、庁舎改修を含めると約6億円から7億円の工事費が掛かると試算されております。

また、今後整備する福祉施設、生活環境施設など住民の生活に直接関わる施設整備が計画されており、その中での優先順位を考慮すべきと考えております。

2つ目は、現庁舎の耐用年数の問題であります。耐用年数は、約70年と試算されており、今後残り24年ほどとなっておりますので、耐震補強をしたとしても耐用年数が延びるわけではありませぬので、どこかの時点で新築での建て替えという議論も1つの選択肢として出てくる可能性があるかなというふうに考えております。

次に、2点目の浄水場の耐震化対応についてであります。町内には新得・屈足浄水場、屈足地区浄水場、上佐幌地区浄水場、狩勝高原浄水場の4カ所の浄水場施設があります。

新得・屈足浄水場につきましては、昭和40年、昭和46年にそれぞれ建設しており、築50年が経過し、老朽化も進んでおりますので、本年度、基本設計に着手しており、平成29年度より実施設計など改築を予定しております。

次に、屈足地区浄水場ですが、昭和58年の建設であり、耐震施設にはなっておりません。

なお、現在地域の水量不足などもあり、補助採択に向けた資料収集など、取りまとめを行っており、平成30年度より道営事業により着手をしていきたいというふうに考えております。

次に上佐幌地区浄水場につきましては、平成17年、18年の建設であります。

また、狩勝高原浄水場につきましては、平成4年の建設でそれぞれ耐震基準を満たしてはおりません。

今後、財政負担の軽減を図る上で補助制度を活用し、基本は建て替えですが、経済性も考慮し、既存施設の補強なども検討し、施設の耐震化の促進を図っていく予定であります。

また、時期につきましては、補助事業での整備を基本としており、早期に着手できるよう努力していきたいと思っております。

いずれにしましても、公共施設については老朽化対策を念頭に置きながら、耐震化にも対応していきたいと思っております。

(発言の訂正)

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 庁舎の耐震化についてもご答弁いただきました。庁舎については、さまざまな課題があるということですから、恐らく財政的なものが一番大きいのかなというふうに思っております。

ただ、実際に地震が起きてしまったら、大変な事態になるのではないかなというふうに思いますから、いずれは改築というか、新築の必要性があると思いますので、今のうちから私は検討するべき事項でないかなというふうに思いますので、もし具体的な計画等がありましたらお伺いしたいと思っておりますし、これからということであれば、それはそれで、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

それから浄水場等については、順次改修を進めていながら耐震化を図るということですから、これは事業絡みということもありますけれども、早期に事業が実施されることを望んで質問に代えたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。耐震化の必要性というのは、十分理解をしています。

さきほど基本的な考え方という中で、公共施設については、老朽化対策というのはやはり最優先かなというふうに思っておりますので、その辺、どういうふうにバランスを取っていくのか。

その結果、議員からお話のあったように財源対策というものももちろん出てくると思っておりますし、庁舎に関しては基本的には私、一番最後かなと思っておりますけれども、現実何かあったときにやはり災害対策本部ということもありますので、この辺極めて悩ましい問題かなと思っておりますけれども、やるべきことをやってから、最後はやはり庁舎かなという、そういう思いのほうは私としては強いので、担当のほうともこれからも議論しながら、対応していきたいなというふうに思っております。

次に浄水場につきましても、さきほどお話ししたように老朽化と、それから水量不足

というのは、やはり絶対あってはならないというふうに思っていますので、そういった中で対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、さきほど予算の問題いろいろお話しをいただきましたけれども、やらなくてはならないことがたくさんあるのは事実でありますけれども、そのやらなくてはならないものをどう処理していくのか優先度を見極めながら、全体のバランスを取りながら、対応していきたいなど思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 いずれにしても、優先順位とかあるかというふうに思いますけれども、庁舎についてはあと24年ということですから、ぜひ今のうちから検討をしていきながら、どういう方向に持っていくか、ぜひそういったのが必要でないかなというふうに思いますので、よろしく願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

[長野章議員 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告に従いまして、2項目についてご質問させていただきます。1項目目でございます。高校生までの医療費助成をとということでございます。

1. 高校生までの医療費助成を

現在、新得町では中学校卒業までの医療費助成を実施しているところでありますが、十勝管内では中学生までの医療費助成を行っている町村は16町村あり、他管内では高校生まで助成している自治体が28あります。また、大学生まで医療費の助成を行っている町村もあります。

これらの大きな目的は、第1には子育て支援、そしてもう1つは、移住定住の促進であると考えるところであります。

わが町、新得町においても、高校生までの医療費の助成を実施する考えがあるか、お伺いたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えします。

ご質問の高校生までの医療費助成をについてであります。現行の医療制度での医療費に対する自己負担割合は、小学校就学前までは医療費の2割、就学後は3割が基本となっており、そこに北海道の補助を受けて、道内市町村は自己負担を軽減しております。

本町では、平成20年10月から小学生に係る自己負担分に対する助成を行い、さらに平成24年4月からは中学生の自己負担分に対する助成を行いまして、現在、中学生までの医療費の無料化を図っているところであります。

町の医療費助成の位置付けといたしましては、子育て支援の中での経済的支援としております。

一般的に、未就学の期間は医療にかかる機会が多いですが、高校生が医療にかかる機会は少なくなっておりますし、現状では高校生までの助成の必要性を感じておりませんが、違う視点での人口減少対策の一環、また子育て支援の充実と移住定住の促進ということですので、基本的な考え方を踏まえた上で、さらに内容につきまして検討させていただきます。判断していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 実は、この一般質問書を出したのは12月4日、金曜日でありまして、7日が期限、月曜日が期限だったんですけれども、そうしますと12月6日、北海道新聞さんが一面に医療費の、「子ども医療費中高生も助成」と一面に書きまして、それで社会面のほうには、なぜそれをやっているかとか、弊害もあるというような趣旨で、自分が質問しようと思ったことを全部道新さんが先に書いてくれてしまいまして、なかなか質問しづらい部分があります。

ただ、今質問書の中に十勝管内で16の自治体が中学生までやっている。本当は4日の日に出した質問書の内容はちょっと違った。十勝管内でも高校生まで医療費助成をやっている自治体があるという質問書の内容だったんですけれども、道新さんの記事が出たときには、十勝管内には高校まで助成している自治体がなかったものですから、月曜日の日に差し替えてもらった。

実際は十勝管内でも上士幌と陸別はもう高校生までの医療費助成を行っているということでもあります。

それで、あえて今、なぜここで「ではわが町も」という話なんですけど、第一義はやはり子育て支援、子どもの成長に合わせていく中で、やはりその親御さんが高校まで医療費が掛からないというのはものすごい安心だという子育て支援が第一義。

そして、今なら、今、新得町が高校生までの医療費助成をやるということになれば、新得町が今、長野議員の質問の中にも入ってきましてけれども、定住移住の促進、そのための1つのカードになり得るということでもあります。

これが、例えば2年、3年たって、そのカードを切ったらたぶん移住定住のためのカードにならない。なぜならほかの町もたぶん恐らくこのままでいけば、高校までの医療費助成を行っていくから。

例えば上士幌がやっていたら、たぶん士幌も近々そういう形になるでしょうし、士幌がやれば、恐らく鹿追町もやる。陸別がやりましたから、足寄町がやる、本別がやる。本別がやるから、池田もやるということになれば、後追いでこのカードを切っても移住定住のカードにはならない。要するに後追いでほかの町に合わせたという形になってしまう。今なら材料になるということでもあります。

それから3点目、あまり言われていないんですけれども、中学校までの医療費助成によって、親御さんが自分の子どもを気楽に病院に行かせることができた。結果、もう少し辛抱していたら大変なことになったという病気が、症状の軽いうちに病院にかかって、要するに早期診療、早期の診察を受けて、治療を受けて、要するに大事に至らなかったという例があり、これは大きな目で見れば、医療費の削減にもつながってくると。今、その助成があるから、それができるというふうに考えています。

それでもって、このもの自体がどのくらいの予算規模が必要なのかということも関係してくるんですけれども、今の町長の答弁で言われましたように、高校生になったら比較のお医者さんにかからない。ですから思ったほどお金がかからない。思ったほどお金がかからない中で、今言ったように子育てに対する安心とか、定住移住のための材料にできるとか、また医療費の軽減につながるかとということがあるのであれば、私はもうやるべきなんじゃないのかなというふうに思うところでもあります。

それでもって、町長の考えもう1回お伺いしまして、担当課のほうにもし高校生まで

の医療費助成をやるとしたら、予算規模はあくまでも想定ですけれども、どのくらいになるのか、これをお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。先にお話しをしておきますけれども、お金がたいしてかからないからやるべきだという議論は、私は成り立たないと思っています。金額が大きくても小さくてもやはり目的というものをきちんと持った上で、その目的がどういう効果を表すか、そこをきちんとしてやはり議論していかないと、お金、お金、お金だけの議論は、どこかで私は破綻するというふうに思っています。

その上で、移住定住のお話しがありました。先に手を挙げることによって、2年から3年、逆に言えば効果があるという、そういう話でありますけれども、もっと言えば3年たったらみんなやったら効果がなくなる。そのときにいち早く手を挙げるのが本当にいいことなのかどうなのか、これはやはり議論が必要かなと思っています。

それからもう1つは、移住定住のポイントは、1つのポイントとしてはもしかしたら中高校生までというのはあるかもしれませんが、私はもうちょっと違う議論もしなくてはならないかなというふうに思っております、その辺も含めて、全体の中でやはり移住定住というのをどういうふうにしていくのか、その上で医療費も含めた経済的な支援というのはどう考えていくのか。これは移住されるかただけの問題でなくて、地域に住むかたたちがやはり一番だと、私思っていますので、その辺から議論していかなくてはならないかなというふうに思っています。

それからもう1点、病気を早期発見という話もありました。そういったことの中で、医療費の施策として早期発見にかなうということであれば、これはこれで本当にいいことだなという、そんな判断もしておりますので、いずれにしても、全体の中で対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 渡辺町民課長。

◎渡辺裕之町民課長 高校生が医療にかかった場合、町の負担はどれくらいなのかというご質問ですけれども、町のほうで今把握しておりますのは、国民健康保険に加入しているかたの保険料ということになりますので、そちらのほうから考えていった場合ということですが、直近の1年間で調べてみましたところ、高校生およそ新得町全体で120人ぐらいでしょうか、だいたい年間200万円前後ぐらいかなというふうに押さえております。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 高校生までの医療費助成が定住移住の決定打とか、そういうわけでものを言っているわけではない。いくつかわろんな条件がある中で、その医療費助成も1つの材料になるという、こういう考え方ですので、その辺はほかにもいろいろ町の魅力づくりをやっていく中でほかの人に住んでもらう、移住してもらおうというのは当然の話でありますから。

ただ、今言ったみたいに第一義は町民の皆さんの子育てに対する安心と子育て支援、これを第一義にあげないと、この高校生までの医療費助成というのは、なかなか理解されない。

これは、新たに定住する人も、例えば移住する人も、今、町に住んでいる人も、同じように支援を受けることができるという環境ですから、これはどうしてもやっていただきたい懸案事項。

それで、なぜ「先にやりましょうか」と言ったのは、町長なら町名を聞けばどういふふうになるか、例えば北海道新聞さんが6日の道新の中に高校生までやった地域、全部書いてあるんです。これでいきますと、例えば歌志内、奈井江、上砂川、栗山、浦臼、秩父別、これはたぶんどこかが一番最初にやったんです。そうすると何年か後には、わが町もという形の中で高校生までの医療費助成。

ほかの地域でいえば、例えば松前、福島、江差、上ノ国、どうしてもどこかがやると、やはりそれは追随していく自治体というのが出てくる。

そうすると、おのずと今十勝では2つの町が高校生医療までやりましたから、恐らくどこかかんかはもうそれに追随していく。わが町もどこかではやらざるを得ない時期が来る。そう思うのであれば、いち早くカードを切ったほうがいいというのが私の考え方。最後、もう1回町長の考え方お伺いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 子育てをどうするかという議論は医療費の問題だけでなく、たくさんあります。

私の持論ですけれども、国策の中で子育てを真剣に考えるのであれば、国がやはり医療制度というのをきちんとしていただいた上で、それで足りない部分があればやはり自治体でやるというのが、私の基本的な考え方であります。

これから、今後の政策の中で一億総活躍含めて、地方創生、いろいろ政府発言をしていますけれども、税と社会保障の一体改革も含めて、やはりきちんとそういった中で、こういうものはやはり対応していただかないと、一自治体が隣の自治体と競争しながらこういう施策を続けていったら、どこかで私はパンクすると思う。

あらためて議員の趣旨は十分分かっていますので、それはそれで内部で議論しますし、それで私は私の持論がありますので、その辺整合性を取りながら、今後対応していきたいというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 なんとかよろしくお願いします。2項目目。

2. 再任用制度の活用を

現在、新得町には規定として再任用制度がありますが、実際のところ、制度は活用されておりません。現在は退職した町職員は、臨時職員、もしくは嘱託職員として再雇用されているのが現状であります。

しかし、今年はいないんですけれども、来年からの5年間、町職員18名退職されます。それらの職員が培った経験は、行政の内外でも必要なものと考えます。責任ある立場を明確にするためにも、再任用制度の活用を行うべきと考えますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えします。

再任用制度の運用についてであります。本町は、平成14年4月に職員の再任用に関する条例を制定しているところであります。当時は、公務員の優遇措置との指摘もあり、運用は慎重に対応することとし、現在までは運用されておりませんが、再任用という形ではなくて、これまでの経験と知識を住民サービスに生かしながら、若手職員の育成にも貢献してもらえんことを考え、再雇用を行っているところであります。

その上で、今後の制度運用につきましては、必要に応じて、責任ある立場を明確にする雇用方法についても検討していきたいと考えております。

また、最近の報道によりますと、国では国家公務員の定年の段階的な引き上げや、再任用制度の活用拡大措置を2016年度までに示すこととなっており、その動向などを見極めながら対応していきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 再任用の一般質問、一度5年前か、6年前ぐらいに1回やっております。それから、同僚の長野議員も再任用の質問、過去にされております。

それで、何でもかんでも再任用をやれという、そういう話をしているのではなくて、例えば、今、幼児教育とか、乳幼児保育の現場で保育士が足りない。今、日本全国でおおむね7万人ぐらい保育士が不足しているんじゃないかという状況。それをなんとか補うために、役場を退職した保育士資格を持ったかたがたに来てもらって、マンパワー不足を補うとか、そういった場合は私は別に臨時職員でも嘱託職員でも構わないと思っています。

ただ、責任ある立場というのを任されたときに、嘱託職員でいいのかなという気はしているんです。例えば、役場の中の一般的な事務の中でいえば、ほかの町村との交渉事、調整とか、それから北海道を相手にしたり、国を相手にしたりする交渉事、やはりこういったものには長年の経験というのは必要であります。

そういった人たちが外に出て行くときに、まだ後継が育っていないとか、なかなか不慣れだというときに、長年、40年前後積み重ねた経験の中でそこに行く場合、「立場が嘱託職員です」というのでは、インパクトがないというか、要するに相手に対して、「では、あなたはどれだけの権限を持っているんですか」ということになれば、「いや、嘱託職員だから何の権限もありません」という話になるのか。それはやはりおかしいだろうと。

やはりそういった立場で、そういう活動をする以上は、ある程度責任を持った形の中で、動いてもらうのがいいのだろうと。

そうしますと、やはり再任用という形の中で、その役場内部での立ち位置というのをしっかりさせておいたほうがいいんじゃないのかなという気がします。

例えば乳幼児保育の現場で園長を務める人間が「嘱託職員で本当にいいんですか、もし何かあったときにどうするんですか」となったときに、「いや、それは児童保育課が所管するからいい」という話になるのか。やはり施設の長はそれなりの立場で責任を持って施設運営にあたるというのは、普通のことなんだろうという気がするんですね。そうすると、その嘱託職員のそれがあるのかどうなのか。

それは、再任用という形で、その立ち位置をしっかりさせたほうがいいんじゃないのか。行政内部でもそういう対外的な交渉、調整というのは、長年の経験の中でどの立場でその場に来ているのか、明確にしたほうがいいだろうし、ただどうしてもやはりそのときに町民感情というものに配慮しなくてはいけないというのは分かるんです。「役場の職員、いいよね」という話が出てくる。だからそういったものがあるからなかなか踏み切れないという部分も理解するところでもありますけれども。

最終的にはこれを活用、再任用、例えば臨時職員、嘱託職員、それで再任用、いろんなものを使い分けてやるのが、最終的には町民の皆さんの利益につながるという確証

のもとで、私は再任用制度活用していくべきだと思っています。もう一度、町長にお伺いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 この間、私が町長になってからも多くの先輩がたが定年退職を迎えられてきて、これからも貴戸議員からお話があるように、職員が退職をしていきます。

この間、私自身の立場から平均年齢が下がったこと、それから職員の構成で10年未満が増えてきたことなど、いろんな話をさせていただいておまして、そういった中でやはり組織をどう今まで以上に機能として発揮させていながら、町民の生活を支えるという、そういう目的のもとで、努力をしていかななくてはならないかなというふうに思っております。

そういった中で、退職されたかたがたのやはり知識なり経験というのは、本当に極めて重要なものだというふうに認識をしておりますので、これからもそういった視点ではぜひ事情が許せば、協力をお願いしていきたいなというふうに考えております。

その結果、雇用の形態として、どういう形がふさわしいのかという、最後はそこに行き着くというふうに思っております。

それで、責任のある役職という、そこが1つ、議員からの提案のようでもありますけれども、「再任用制度の本来の趣旨は何なのか」となるんですけれども、最近、私条例を読んでいないのもうちょっと勉強しなければならないんですけれども、やはり定年を迎え、そしてその後の生活を考えたときに経験を生かすと。その経験を生かすときにどうしてもやはり制度論の問題になったときに、再任用制度が私はできたのではないかなと思っています。

また最近、やはり年金制度の問題もあって、きちんと年金がもらえるまでにその間、どうしても空白ができるということもあって、その間を補うというのも1つの目的として出てきているような気がしております。

あらためてさきほどと同じ答弁になりますけれども、再任用の制度というものをいま一度もう1回勉強させていただきまして、退職される職員のかたがたのお手伝いというのは、さきほど言ったように基本的に私も必要だという認識をしておりますので、そういった中でそういったことが課題としてあるのかを含め、その結果がやはり再任用制度の運用というふうになれば、それはその1つの選択肢として対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 5番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 今、民間の会社というのは、60歳を迎えた後に3つの雇用形態があります。1つは、65歳までの定年延長、それから60歳から65歳までの継続雇用、そして一度60歳で退職した後に再雇用、この3つ。どちらにしても65歳まで、本人が希望すれば就労可能な形になっています。罰則規定はありませんけれども。

公務員の皆さんはだいたい60歳で定年になってその後ろがない。再任用制度というのは、それをなんとか補足、補完するためにできた制度という考え方をすると、いろんな意見が出てくるんですけれども、私が言いたいのは、長年行政で培った経験、これを若手育成のためにも町の行政的な利益のためにも使っていく、それは最終的に町民の利益につながるのだというふうに理解しておりますので、答弁はいりません。ぜひ再任用制度というのを活用して、円滑な、またいい行政づくりをやっていただきたいと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 私から2項目について質問させていただきたいと思います。まず、1項目目の関係であります、行政職員の健康管理の関係であります。

1. 行政職員の健康管理と安全衛生管理体制の推進について

住民全体の奉仕者としての職員の健康問題が問われています。新得町も団塊の世代の退職で、職員の若返りが進んでいます。今日、職員の体調不良などが見られる中、状況を危惧するところです。

町の業務に支障にならないよう適切な職場環境や、健康維持に努めることは必然ですが、日常的に安全衛生管理体制も含め、職員の健康管理についてどう取り組まれてきたのか、1つは伺っておきたいと思います。

また今後、国の労働安全衛生法の一部改正からも、ストレスチェック等の取り組みも求められていますが、今後の対策、とりわけ職員の健康管理の取り組みについて、伺っていききたいと思います。よろしくお願いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

職員の健康管理の取り組みについてであります、通常、職員等の健康管理につきましては、定期健康診断を実施しているところであります。

30歳未満は年1回の健康診断、30歳以上は人間ドックを受けるように指導しております。

一方、メンタル面での対応ですが、専門の保健師による職員面談や相談、研修会の開催、支援プランなどの作成を委託し、実施している状況であります。

また、労働環境衛生などの管理体制としては「職員衛生管理委員会」を設置して対応しております。

ご質問にありますストレスチェックの取り組みですが、国では精神障害の労災請求が近年増えていることを受けて、平成27年12月1日から労働者数50人以上の事業所でストレスチェックが義務化されており、本町においても新年度から職員、準職員、臨時職員などを対象に取り組む予定であります。

その取り組みにより、職員などが自ら早い段階でメンタル面での健康不安に気付き、未然に防止できる体制づくりを進めたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 今、町長からご答弁いただきました。私が今回、これを取り上げざるを得ないのも、本来は政策的なことを申し上げたいところですが、たいへん今、これからの町づくり、あるいは職員の皆様もたいへん若返ってきている、いろんな条件の中で、やはり健康という問題については極めて大切な課題だろうと思っておりまして、社会的にも厚生労働省の調査によりますと、どんどんどんどんいわゆる精神障害等が増えてきていると。

そういう中で、1カ月以上休業するとか、あるいは早期退職してしまわざるを得ない

というのも、7.6パーセントに国の1つの調査の結果は出ているようであります。

そういうことも押さえながら、新得町はどうもそれ以上に進んでいるのではないかなという感じがちょっと危惧したものですので、そういった提起もせざるを得なかったということでもあります。

今、回答いただいたようにはたぶん今までは、平成18年3月に厚生労働省のほうで、労働者の心の健康の保持、増進のための指針というのがつくられておりますから、それに基づいて6項目ぐらいの対策を職場段階でやられてきているということは、私自身も受け止めております。

しかし、これだけでは不十分ということで、さらに今回、今年の12月以降、いわゆるストレスチェック等もしながら、全ての皆さんにたぶん57項目ぐらいあるんでしょうか、そういったものを1年に1回ですけれども、まずはチェックをして、そこでいろんな対応を取っていくというような形になったということも、私も理解しているところであります。

今後の問題として、厚労省の指針などを受け止めてお話ししますと、1つは働く者の心理的な負担の程度を把握するため、医師または保健師による検査の実施を義務付ける。これは今までどおりと受け止められるんですが。

2つ目に事業者としては、検査結果を通知させた働く者の希望に応じて、医師による面接指導を実施する。その結果、医師の意見を聞いた上で、必要な場合には作業の配置転換ということを行っているのですが、転換、あるいは労働時間の短縮、その他適切な就業条件を処置しなければならないという、大ざっぱに2つのことが提起されております。

したがって、私自身、これを受け止めますと、チェックするということはなるほどと分かるんですけれども、よりきめ細かな対策をやはりしていかなければならない。そのことによって、当然そういったかたがたを防止させる、あるいは休業だとか退職を余儀なくさせるようなことは、極力少なくさせるということが1つ大きな狙いとしてあるんだろうと思っております。

社会的にもたいへん大きくなっているいわゆる精神、メンタルヘルス対策の関係については、今後、これは今、申し上げたことについて、具体的にどう取り組んでいくのか。

例えばストレスチェックの関係でいえば、医師、保健師、これは町内にありますから、当然そういった専門スタッフの確保といいましょうか、これは従来どおりかなというようなイメージもするんですけれども、この辺はどのようにしていくのかなと。

それから、チェック後のことですね。チェック後は医師に行くのか、保健師さんにそれが事務的に押さえられているのかちょっと私は分かりませんが、そういった取り扱いと、そういったその後の対応について、個人が即、理事者のほうに申し入れれば、それが一番いいわけではありますが、その辺の流れについてちょっと私もよく分かりません。

それから、職場の配置換えみたいなことも当然出てくるわけですけれども、こういったものがどのような段階で具体的になるのかなということも、なかなかシビアな問題ですからご回答いただけないのであれば、それはやむを得ませんが、そういった対策等についても少し伺っておきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、一般論の話をしますけれども、職員、体調面である一定期間、職場を離脱する、もしくはその職を去ると。これはある意味、極めて町民にとってもマ

イナスだというふうに思っております。精神的なこと以外でも全てですけれども、やはり健康というものを前提にした上で職員としての職責を全うすると。それは組織としてどう対応するかという問題もある。

もう1つ、やはり個人としてどう対応するかという、私は問題もあるというふうに思っております。これは双方がそれぞれ気を付けながら対応していかなければならないかなというふうに思っています。

それで、対応といいましょうか、その流れにつきましては、総務課長のほうから現状での話、あるいは答弁をさせます。

それで、配置換えの問題がありましたけれども、議員からの質問の配置換えの趣旨というのは、ちょっといまいよく分からないんですけれども、われわれは一般論として適材適所、その上でその場所に長く置くのがいいのか、やはり短いほうがいいのか。それから年齢的なこと、それから本人の経験年数、そういったものを総合的に判断しながら対応していくというしか、今、ちょっと答弁のしようがないんですけれども、議員の求められている質問が違うところにあるのであれば、また違うという、そういったことで質問をいただければというふうに思っています。私のほうから以上であります。

◎菊地康雄議長 武田総務課長。

◎武田芳秋総務課長 私のほうからストレスチェックの方法につきまして、答弁させていただきたいと思えます。

今後の実施の予定ですけれども、新年度から行おうかなというふうに思っております。まず衛生管理委員会がありますので、その中で協議を行って、それをもって職員のかたがたに説明して、その後さきほど言いましたように、職員、準職員、臨時職員も含めて対象に、実施していきたいなというふうに思っております。

そのとき、約57から60ぐらいの項目がありますから、その回答を求めまして一人ひとり採点を行って、その結果、直接本人に通知するというようなことで考えております。

その場合、本人の同意があれば、職場にも個人結果が提出されますけれども、基本的に本人に配布というようなことで考えております。

一方、役場のほうには、職員などの全体の集団的な分析が提供されますので、その辺の分析もできるかなというふうに考えております。

その後は、その結果に基づきまして、職員など高ストレス者として判断された場合については、職場に医師などの面談の希望を出して、そして医師などと面談をしていただいて、その結果を踏まえて必要に応じて、就業上の処置を行うということで、さきほど言いましたように、労働時間の短縮だとか、そういうようなことにつながっていくのかと思えますけれども、早い段階でメンタル面での健康不調者を出さない対応については、こんな方法で続けていきたいなということを思っていますけれども、何かまた不都合があれば改善していきたいというふうに考えているところであります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 たいだい想定されているようなご答弁いただきました。

町長からも配置換えの関係についてという問いもありましたけれども、これは単に厚生労働省が言っている言葉を私は使ったわけで、人事的なことをいうと、適材適所というのは当然出てまいりますので、それはそれで受け止めておきます。

ただ、非常にこの問題はシビアな問題ですから、決してオープンにされるものでもない場合もありますから、どうしても人事権者の判断によって対処せざるを得ないと。そ

の前提が今言った、総務課長のほうからご答弁いただいたものが1つの判断材料になるのかなというふうに一応受け止めておきたいと、このように思います。

いずれにいたしましても、これからの町づくりの極めて中心になる大切な役割を持っている職員でありますから、健康保持を含め、全ての職員の適切な業務遂行ができるように理事者としても最大限の努力をお願いして、この辺の質疑を終わらせていただきたいと思います。町長から何かご答弁があればいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 同じことの繰り返しになるのかもしれませんが、何回も言うようにわれわれの役割というのは町民の皆さんの生活を支えると、それが大きな目的でありまして、その職責を担うためにわれわれ一生懸命努力をしなければならないというのは当然のことでありまして、その努力をしていく中で、やはり体調管理の問題でどうしてもそれができにくくなるというのは、本当に大きな損失というふうに私自身も認識しておりますので、それが組織全体の中でこれからの本人に対するメンタル面、それからメンタル以外の面、そういったことが1つでも前に進むようにわれわれも最大限努力をしていきたいなと思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 それでは、介護予防と日常生活の支援総合事業のいわゆる地域支え合い体制の早期取り組みの関係について、お伺いしていきたいと思います。

2. 介護予防と日常生活支援総合事業「地域支え合い体制」の早期取り組みについて

新得町の高齢化率は34.8パーセント、特に75歳以上の後期高齢者についても1,200人余りとなり、全人口の2割程度になろうとしております。

介護保険制度を創設し15年が経過する中で、国の制度改革を受け、町も第6期高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画策定で、介護予防給付、要支援1と要支援2に認定された者のサービス体制、認知症対策等の包括的な支援事業の強化を29年までに体制整備することになっています。

具体策として1つは、認知症地域支援推進員の配置、2つ目には認知症初期集中支援サービス、3つ目に地域支え合い推進員の配置、4つ目に地域ケア会議でのサービス施策化、5つ目に在宅医療と介護の推進を29年度まで、そして30年度開始と、こういうふうになっております。

少子高齢化の進行、独り暮らしの高齢者世帯の増、生活環境の変化、屈足地域の医師不在等、地域支え合い体制をできるところから前倒しして、事業の取り組みを求めたいと思いますので、町長の考えをお伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えします。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。平成24年の介護保険法改正で介護予防事業の中に位置付けられた後、平成27年4月施行の改正介護保険法により、新しい総合事業へと発展的に見直されている事業であります。

事業の内容ですが、現行では、介護保険からの給付サービスとして、これまで要支援者を対象に介護予防サービスを提供しておりますが、新たに介護予防・日常生活支援総合事業では、利用者の状態、意向を市町村が判断し、訪問リハビリテーションやショートステイなどの介護予防サービスと、配食サービスや高齢者の安否確認などの生活支援

サービスを一体的に提供していくという事業であります。

また、介護保険法の地域支援事業では、必須事業として認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置のほか、生活支援体制整備事業として地域生活支援コーディネーターの配置、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実などを図ることが求められております。

事業の実施時期についてであります。新たな総合事業への円滑な移行のため、本年3月議会において、事業実施の猶予を可能とする条例の一部改正をさせていただいたところであります。体制が整い次第、順次実施していきたいと考えております。

なお、現時点では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症初期集中支援チームの設置、生活支援体制整備事業として地域生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議の充実については、平成28年4月から取り組む予定としております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 たいへんありがとうございました。一応、町の計画では30年実施ということが、来年から実施するというので、今、ご回答をいただきました。

ただ、今の回答の中では、在宅医療、それから介護連携の推進、これは28年度4月以降という形にはなっていないわけですけども。

いずれにしても、私、今日の質問の中では、これだけ高齢化が進みますと、地域の支え合いというの、極めて現実的な問題になっているなという感じがいたします。

今の回答の中でも、生活支援コーディネーターを町の施策としてもやらざるを得ないということをご回答いただいたんですが、よりきめ細かな支援体制といいますか、はっきり言いますと、介護保険から外れたといいましようか、対象外の業務といいましようか、そういったものがこれから町の仕事としてやっていかななくてはならないということで、コーディネーターの役割というのはたいへん重要なかなと思って。

そういった意味では、これは問題提起しますけれども、新得町の中で大きく屈足地域にもこのコーディネーターの下に推進員を、コーディネーターの補助推進員を置くことができないのかなと。これは28年4月からうんぬんということからしますと、すぐというわけにはいかないかもしれませんけれども。

つまり、新得も屈足も、多少条件が違うところがあります。屈足地区はお医者さんもおられませんし、それから若干いいのはサロンなどの、土曜、日曜以外は、日中はオープンしているという条件もあります。

そういったことなども含めますと、よりそういったきめ細かくいろんな生活支援をする体制を専門のスタッフをやはり屈足は屈足で配置できないのかなということをちょっと提案しておきたいなと思います。この辺についての考えをお伺いしておきたいなと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 介護、その上で実際のそれに伴う人材の確保、今までにないぐらい支える側の確保というのが今、課題になってきております。

また、同じように施設のみならず、在宅での対応というの、もだんだんだんだん今までにない深刻な状況になってきているという、そういう認識、私自身も持っております。

地域で暮らすということは本当に大切なことだというふうに思っておりますので、そういった中で新得町全体の中でどうするかと、一度議論させていただいた上で、その結

果、やはり地域性というものが選択肢として必要ということであれば、これはこれで対応を考えていきたいなと思っております。

いずれにしても、所管課でもいろんな悩みを抱えていながら、これからどうするかという、そういったことで議論も始めているようですので、そういった議論を見守りながら、対応していきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 最後に、1つの例で申し上げますけれども、最近のことなんですけれども、屈足地区のことですけれども。

ある家で認知症のかた、普段は自宅で見ていたんですけれども、どうしても見ているかたが業務で帯広のほうに行かざるを得ないと。そういったことで突然あいの郷ふれあいに「おじいちゃんの面倒を見て」ということで置いて行かれました。そんなことふれあいの皆さんは何も知りませんから、しかし、地域の皆さんからすると、ここはこういう場所だなというような、1つの安心な場所みたいな位置付けをしている、受け止めている住民の皆さんもいます。どう対応していいか分からないと。

しかし、たまたまおじいちゃんは座ったきり一切言葉も交わさない、動かない、トイレもほとんど行かないというようなことで、ある面では困っていたんですけれども。しかし、それほどあっち行ったりこっち行ったりすることは全くないわけで、そういう意味では安心して見ておれたという、これはあまり機械的なことは、ほとんどそんな体制は取っていないんですけれども。

しかし、具体的にそういったことが日常の中でできる体制というのは、決めてやれば限りないぐらいあるんですよ。

今、新得町全体の中でも、町内会でもさまざまな取り組みをしております。しかし、町内会でも残念ながら全ての町内会がそんなことができるというわけでもありません。

したがって一定のやはりそういった、私が言ったコーディネーターも、その地域地域に見合った、あるいは条件に合ったようなところで、具体的なことがすぐそこに集約されながら対応していくというようなことも必要なのかなという意味で、私のほうからは問題提起させたわけです。

今言ったあいの郷ふれあいだって、月曜日から金曜日の平日しかやっておりませんから、土曜、日曜だってあるかもしれません、そういう問題は。

そういった意味でも、きめ細かな支える体制、生活を支える体制というのは極めてやはり真摯（しんし）に議論をして、体制づくりをしていかななくてはならないのかなと思っています。

こういった問題は、これは行政が全てやりなさいなんていうことは当然できるものではないということも分かっています。となると、やはり地域の皆さんの協力といいますか、一定の組織化的なことも含めて取り組んでおかなければならないとなれば、今現実の問題、真剣に取り組んでいかなければならないなと思っておりますので、あえて問題提起しておきたいと思えます。

そういった意味で、そういったことも含めまして、最後町長の決意をお願いしておきたいと思えます。以上です。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 私が町長になったときの話、それから最近の話、似たような案件があったんですけれども、本当は地域にそのまま住みたいと。だけれども、いろんな事情で

どうしても引っ越しせざるを得ないというかた、何人かのかた、直接お話しをいただいでおりました。

そのことというのは、たいへん重たい言葉だなというふうに今も頭に入れておりますし、これからの施策の展開においても、議員から言われるようにわれわれ行政だけでは本当に何もできないというふうに思っていますので、ぜひ地域のかたがたを含めて、ついのすみかとしてやはり新得町、屈足も含めてですけれども、そういう地域になるようにいろんなことを勉強しながら対応していきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、さきほど言ったように担当課も相当悩んでおりますので、その悩みの中で何が少しでも前に進む材料になるのか、対応していきたいなというふうに思っています。以上であります。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、12月16日の1日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、12月16日の1日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時23分)

平成27年第4回新得町議会定例会（第3号）

平成27年12月17日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

| 日程番号 | 議件番号 | 議件名等 |
|------|--------|--|
| | | 諸般の報告（第2号） |
| 1 | 議案第83号 | 新得町基本構想について |
| 2 | 議案第84号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 3 | 議案第85号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 4 | 議案第86号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 5 | 議案第87号 | 平成27年度新得町一般会計補正予算 |
| 6 | 議案第88号 | 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算 |
| 7 | 議案第89号 | 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 8 | | 閉会中の継続審査及び調査の申し出について |

○会議に付した事件

- 諸般の報告（第2号）
- 議案第83号 新得町基本構想について
- 議案第84号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 平成27年度新得町一般会計補正予算
- 議案第88号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

議案第89号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

| | | | | | |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 1 番 | 長 野 章 | 議員 | 2 番 | 村 田 博 | 議員 |
| 3 番 | 湯 浅 佳 春 | 議員 | 4 番 | 佐 藤 幹 也 | 議員 |
| 5 番 | 貴 戸 愛 三 | 議員 | 6 番 | 若 杉 政 敏 | 議員 |
| 7 番 | 湯 浅 真 希 | 議員 | 8 番 | 廣 山 輝 男 | 議員 |
| 9 番 | 柴 田 信 昭 | 議員 | 10 番 | 吉 川 幸 一 | 議員 |
| 11 番 | 高 橋 浩 一 | 議員 | 12 番 | 菊 地 康 雄 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|-----------------|---|---------|
| 町 | 長 | 浜 田 正 利 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | | 浦 山 兼 一 |
| 監 査 委 員 | | 下 浦 光 雄 |

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|---------|
| 副 町 長 | 田 中 透 嗣 |
| 総 務 課 長 | 武 田 芳 秋 |
| 地 域 戦 略 室 長 | 佐 藤 博 行 |
| 町 民 課 長 | 渡 辺 裕 之 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 坂 田 洋 一 |
| 産 業 課 長 | 鈴 木 義 夫 |
| 児 童 保 育 課 長 | 鈴 木 貞 行 |
| 屈 足 支 所 長 | 金 田 将 |
| 出 納 室 長 | 木 村 秀 光 |
| 庶 務 係 長 | 小 林 健 利 |
| 財 政 係 長 | 桑 野 恒 雄 |

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------|---------|
| 教 育 長 | 齊 藤 仁 |
| 学 校 教 育 課 長 | 石 塚 将 照 |
| 社 会 教 育 課 長 | 岡 田 徳 彦 |

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 初 山 一 也

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 西 山 喜 代 司
書 記 菊 地 克 浩

◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告(第2号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第83号 新得町基本構想について

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第83号、新得町基本構想についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、全議員中、議長を除く11名の議員をもって構成する、新得町基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する、新得町基本構想審査特別委員会を設置しこれに付託の上審査することに決しました。閉会中に審査を願います。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時01分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時10分)

◎諸般の報告(第3号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告をいたします。

休憩中に新得町基本構想審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に高橋浩一議員、副委員長に吉川幸一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第2 議案第84号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第84号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略するこ

とにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については提案理由の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第85号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第85号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第85号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、特別職の期末手当の支給割合を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。1つ目の期末手当支給割合ですが、今年度6月の期末手当は変更ありません。

平成27年12月支給割合が、現行「100分の197.5」を「100分の207.5」に「100分の10」の引き上げ、平成28年度以降6月支給割合が、現行「100分の192.5」を「100分の207.5」に、12月支給割合が、現行「100分の197.5」を「100分の212.5」に改正し、それぞれ「100分の15」の引き上げとなっております。

2つ目に適用年月日であります。平成27年12月1日としております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであります。

第2項では、平成27年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

次のページに移りまして、第3項では、内払いにつきまして規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第85号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第86号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第86号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。
[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第86号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

5ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、平成27年度の人事院勧告におきまして、給与改定の勧告がされましたので、本町もその勧告に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。1. 給料表の改正であります。平均改定率は0.44パーセントの引き上げで、額にいたしまして1,100円から2,500円でございます。

それぞれ級の平均の引き上げ率であります。1級で1.02パーセント、2級で0.55パーセント、3級で0.42パーセント、4級で0.33パーセント、5級で0.32パーセント、6級では0.30パーセントとなっております。

2. 勤勉手当の改正であります。一般職では、今年度6月勤勉手当は変更ありません。

平成27年12月の勤勉手当につきましては、現行の「100分の75」から「100分の85」へ改正し、「100分の10」の引き上げとなっております。

28年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の75」から「100分の80」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

6ページをお開きください。

次に、再任用職員につきましては、12月の勤勉手当は、現行の「100分の35」から「100分の40」へ改正し、「100分の5」の引き上げとなっております。

28年度以降、6月および12月それぞれ現行の「100分の35」から「100分の37.5」へ改正し、「100分の2.5」の引き上げとなっております。

3. 適用年月日であります。給料表の改正につきましては平成27年4月1日から、勤勉手当につきましては平成27年12月1日からとなっております。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

4 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであり、ただし、別表第1の改正規定につきましては、平成27年4月1日から適用するものであります。

第2項では、平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を規定しております。

第3項では、給与の内払いにつきまして規定しております。

なお、資料といたしまして、給料表新旧対照表を添付してございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第86号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第87号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第87号、平成27年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第87号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第11号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万7,000円を追加し、予算の総額を82億5,646万7,000円とするものでございます。

5 ページ、歳出をお開きください。

5 ページ議会費から6 ページ教育費にかけての歳出では、さきほどご審議いただきました議員、特別職、職員の給与改正に伴う所要額を、各款にわたって補正してございます。

また、介護保険特別会計、簡易水道事業の各特別会計に対する繰出金についても、補正してございます。

4 ページ、歳入にお戻りください。

10款、地方交付税では、交付額の確定に伴い、今回、財源調整分のみ普通交付税を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第87号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第88号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第6、議案第88号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第88号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、予算の総額を6億8,953万2,000円とするものでございます。

4ページから5ページをお開きください。

5ページ歳出、3款、地域支援事業費では、職員の給与等の改正に伴う職員手当を増額してございます。

戻りまして4ページ歳入、6款、繰入金では、財源調整のため一般会計繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第88号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第89号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第89号、平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第89号、平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加し、予算の総額を1億1,440万6,000円とするものでございます。

4ページから5ページをお開きください。

5ページ歳出、1款、事業費では、職員の給与等の改正および漏水事故処理に係る時間外勤務手当の増加に伴い、職員手当を増額してございます。

戻りまして4ページ歳入、3款、繰入金では、財源調整のため一般会計繰入金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第89号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成27年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時25分)